

# 媒介者責任における損害賠償請求と差止請求

小向太郎<sup>†1</sup>

名誉毀損やプライバシー侵害に関する不法行為責任が争われる際に、求められる法的救済としては、損害賠償請求と、差止請求がある。表現行為の差止請求については、表現の自由に対する影響が大きいことから、慎重に判断されるべきという考え方があり、そのような立場に立った裁判例も多い。一方で、インターネット上の媒介者であるプラットフォーム事業者、SNS、ISP 等に、利用者の発信情報の削除を求める際には、差止請求が認められやすい場合があるという指摘がある。表現者に対する差止と媒介者に対する差止では性格が異なる事によると考えられる。本稿では、インターネット上の媒介者責任に関する係争例における、損害賠償請求と差止請求の関係について考察する。

## Remedies in Intermediary Liability, Compensation for damage and Injunction.

TARO KOMUKAI<sup>†1</sup>

The legal remedies for defamation or invasion of privacy include claims for damages and injunctions. Claims for injunctions restricting expression could threaten the free speech and courts usually take strict stance to issue such injunction. However, it is pointed out that such injunction could be issued more easily on service providers such as SNS, ISP, or BBS than that on writers or speakers. This paper focuses on the necessary conditions for such remedies for defamation or privacy invasion on the Internet.

### 1. インターネット上の媒介者責任

#### 1.1 媒介者責任に関する議論

インターネット上で発信された情報について、その情報を媒介している者がどのような責任を負うかという問題は、インターネットの利用が拡大し始めた 1990 年代半ばから議論されてきた[1]。

特に問題となるのは、インターネット上の情報発信について、発信者に関する情報を媒介者だけが保有していたり、情報を削除・遮断できるのが媒介者だけだったりするなど、ネットワーク上で生じる問題を解決するために媒介者の役割が重要な場合である。こうした場合に、媒介者は一定の法的責任を負う場合があると考えられている。一方で、媒介者に責任を課すことや発信者の情報の開示を求めることは、ネットワーク上の表現行為を萎縮させたり、発信者の通信の秘密やプライバシーを脅かしたりすることもありうる。

こうした責任が曖昧なままだと、インターネットに必要不可欠な媒介者がサービスを提供する際に萎縮効果を生じることになり、ネットワークの発展にとって望ましくない結果を生じることになりかねない。このような考えから、各国でこうした媒

介者の責任を明確化するための法律が整備されている[2]。

#### 1.2 媒介者の不法行為責任

インターネット上の情報によって人の権利が侵害され損害が発生したような場合には、まず民法上の不法行為責任が問われるかどうかが問題となる[2, 97 頁]。

不法行為責任は他人の権利を侵害する「行為」に対して、損害賠償等を課すものである（民法第 709 条）。したがって、情報発信についてまず責任を問われるのは、発信者ということになる。

ただし、人の積極的な行動（作為）によってではなく、人がある行動を取らなかったこと（不作為）によって損害が発生した場合に、その不作為に対する不法行為責任が問題とされる場合がある。このような場合に、作為義務が存在し作為義務を尽くした行為がなされれば問題の結果が生じなかつたであろうと認められるときは、結果との因果関係を肯定するのが通説である[3]。この作為義務の範囲を広げると個人の自由を制約するおそれがあるので、範囲を広げることには慎重であるべきとする見解が多い[4]。

作為義務が成立するための根拠としては、法令、

†1 中央大学  
Chuo University

契約・事務管理、公序良俗・条理慣習等が挙げられる。これらは、自らの行為によらなくとも法益侵害に向かう因果系列について強い影響力を有する場合(支配領域内に存する場合)か、自らの行為(先行行為)によって直接に当該行為から法益侵害に向かう因果関係を設定したといいうような場合であるともいえる。

なお、作為と不作為の問題については、「行為」という概念自体も必ずしも明確でなく、不法行為の要件としてあげられているのは「故意又は過失」のみであることから、自己の行為かどうかを問題にする必要はなく、本人の過失が認められるかどうかで判断すべきであるとする見解もある[5]。

### 1.3 人格権侵害に関する事例

インターネット上で人格権侵害が問題となった事例は多い。先例としてよく参照される電子掲示板に関するものと、いわゆるプラットフォーム事業者(グーグル、ツイッター)に関する事例を比較したのが「(図表1) 媒介者責任が争われた事例」である。網羅的な調査ではないが、電子掲示板の管理者に対しては、損害賠償請求が提起されている場合が多いのに対して、プラットフォーム事業者に対しては、情報の削除等のみを求めている場合が多いように思われる<sup>a</sup>。

(図表1) 媒介者責任が争われた事例

事例	請求	判決日
ニフティ現代思想 フォーラム事件	損害賠償請求 謝罪広告掲載	東京高判平13・9・5
2チャンネル対動 物病院事件	損害賠償請求 差止請求	東京高判平14・12・25
産能大学事件	損害賠償請求	東京地判平成20・10・1
学校裏サイト事件	損害賠償請求	大阪地判平20・5・23
「忘れられる権 利」事件	削除の仮処分 請求	最三小決平・29・1・31
ツイート削除請求 事件	差止請求	東京高判令和2・6・29

出典：小向太郎『情報法入門』(NTT出版、第5版、2020年)

102-108頁と各判決文をもとに作成

a Westlaw Japanで「ツイッター」「損害賠償請求事件」「削除」をキーワードとして判例検索を行うと37件の該当があるが、このなかでツイッター社に対して損害賠償請求を提起しているものはなかった(2020年10月29日)。

b 民法197条「占有者は、次条から第二百二条までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とす

## 2. 差止請求に関する事例

### 2.1 差止請求

不法行為の効果として民法が認めているのは、損害賠償請求(709条、710条)と、名誉毀損の場合の原状回復義務(723条)だけであり、差止請求は認められていない。なお、物権に関しては物を直接・排他的に支配することを内容とする物権の本来的性質から、当然に物権的請求権としての差止請求が認められると考えられており、占有に関しては、占有訴権(197-202条<sup>b</sup>)が特に規定されている。

しかし、実際には、名誉毀損やプライバシー侵害のような人格権侵害において、損害の発生や拡大を防ぐためには、情報の公開を差し止めることが不可欠であるため、裁判上も学説上も差止請求が認められている。その一方で、表現行為に対する差止を行うことは、表現行為に制約を加えることになるため、表現の自由の不当な制約とならないかどうかを慎重に判断する必要がある。

差止請求権の法的構成については、権利的構成(排他的に認められる権利が侵害された場合にその回復のために差止がみとめられる)と、不法行為的構成(不法行為の効果として差止が認められる)の2つの考え方がある[6]。権利的構成では、侵害された人権がどのような排他性をもつと考えるかによって、差止として認められる内容が決定される。不法行為的構成では侵害行為の態様(損害や故意・過失)を考慮して必要な救済としての差止が認められることになる。ただし、権利的構成と不法行為的構成のどちらかだけを根拠とすることは難しいという見解が有力であり、判例も権利的構成を前提としながら、差止めという効果の重大性を考慮して侵害行為の態様も評価して差止の可否を判断している[7]。

名誉毀損に関して最高裁は、公務員等を批判する出版物の差止を行うことは原則として許されないが、「その表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときに限り、例外的に許される」という考え方を示している。

プライバシー侵害に関しても、下級審においてこれを踏襲したと思われる判決<sup>c</sup>もあったが、最高

る】

c 東京地判平成10年11月30日判時1686号68頁(ジャニーズおっかけマップ・スペシャル事件)「個人のプライバシーの利益を違法に侵害する表現行為については、その表現行為の内容が専ら公益を図る目的のものでないことが明白であり、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある場合に限って、例外的にその事前差止が許されるも

裁は、『石に泳ぐ魚』事件において、「予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量」すべきであるとして、「侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるとき」に、差止めが認められるという考え方を支持しているd[8].

なお、インターネット上の名誉毀損やプライバシー侵害に関する削除等の請求は、実務上は仮処分請求で行われていることが多い。これについて、慎重に審理すべき表現行為の削除が、仮処分によって許されるのかどうかが問題となる。前述の北方ジャーナル事件最高裁判決においても、「原則として口頭弁論又は債務者の審尋を経ることを要するが、債権者の提出した資料によって、表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であり、かつ、債権者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があると認められるときは、口頭弁論又は債務者の審尋を経なくても憲法21条の趣旨に反するものとはいえない」という慎重な考え方を示されている。

確かに表現の自由に対する不当な制約となることは避けなければならない。しかし、インターネット上の人格権侵害では、被害が急速に拡大するおそれがあること、事前抑制ではなくすでに公開されている情報であること、インターネットには書籍や新聞のような抑制が期待できないことなどから、仮処分請求が認められる場合が多いと考えられている[8].

## 2.2 「忘れられる権利」事件

グーグルに対して、自己のプライバシーに属する事実を含む記事が掲載されたWebサイトのURL・表題・抜粋を含む検索結果の削除を求めて争われた事例である。

最高裁は、「検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」とする一方で、「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」ことも考慮すべきであるとして、検索結果の提供が違法となるか否かは、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等を検索結果として提供する理由

の「べきである」プライバシーに関しては、真実であることが正当化の事由にならないため除外されている。

d 最判平成14年9月24日集民207号243頁（石に泳ぐ魚事件）。

e 最三小決平・29・1・31民集71巻1号63頁（グーグル検索結果削除

に関する諸事情を比較衡量して判断すべきであり、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に、検索結果からURL等の削除を求めることができるとしているe。そして、勘案すべき諸事情としては、「当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など」をあげている。

## 2.3 ツイート削除請求事件

ツイッターに対して、自己のプライバシーに属する事項を含む投稿の削除を求めて争われた事例である。

東京高裁は、「当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、当該投稿記事の目的や意義、当該投稿記事が掲載された時の社会的状況とその後の変化、当該投稿記事において当該事実を記載する必要性など」「当該事実を公表されない法的利益と各投稿記事を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき」であり、削除を求める能够性は、「比較衡量の結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に限られるとしているf。

本判決は、「忘れられる権利」事件における最高裁の判断を踏まえたものであると考えられる。ツイッターには記事の検索機能があることから、グーグルと同様の基準を用いるべきだと考えたのである。ただし、記事の検索は、電子掲示板等でも可能なものであり、ツイッターの立場は、検索サービス事業者よりは、むしろ電子掲示板の管理者に近いものである。グーグルが表現者の側面を持つことを前提として採用された判断基準を用いることには、疑問が残る。

## 3. 欧米の制度の概要

### 3.1 米国における媒介者責任

米国では、1996通信法の一部として成立した通信品位法g（CDA）では、「双方向コンピュータサービ

請求事件許可抗告決定）。

f 東京高判令和2年6月29日。

g Communication Decency Act of 1996, 47 U.S.C. §230(c) (2020).

スの提供者<sup>h</sup>またはユーザは、自己以外のコンテンツプロバイダによって提供された情報について公表者（publisher）や表現者（speaker）として扱われてはならない（(c)(1)）として、他者の情報発信に対する責任を限定している[9]。通信品位法の立法目的は、インターネット通信の堅牢性を維持し、それに応じて政府の干渉を最小限に抑えることにあるという理解が有力であり、双方向コンピュータサービスの提供者は、自社のシステム上で第三者者が発信した名誉毀損情報について、その存在を知っていても適用になると考えられている<sup>i</sup>。第三者が発信した情報による名誉毀損やプライバシー侵害については、双方個コンピュータサービス提供者の免責が広く認められており、例えば、検索サービス提供事業者に対して検索結果の削除を繰り返し求めたにもかかわらず拒否されたような事例では、損害賠償請求も削除に関する請求も認められていない<sup>j</sup>。

### 3.2 EUにおける媒介者責任

EUでは、2000年の電子商取引指令<sup>k</sup>で、媒介的サービスプロバイダ（intermediary service providers）の責任に関する規定をおいている。

電子商取引指令では、媒介的サービスプロバイダを（1）単なる導管（Mere conduit）、（2）キャッシング（Cashing）、（3）ホスティング（Hosting）の3つに分類している。このうち前二者については基本的に第三者のコンテンツに対する責任を問われないとしている。（3）ホスティング（Hosting）は、「ユーザにより入力された情報を記録する」サービスと定義され、違法な情報について認識していないか、知った後に直ちに削除等を行った場合には、第三者の情報発信に関して責任を負わないとしている（第14条）。また、欧州諸国では、差止請求が「人格権侵害に対する一時的救済手段」と考えられており、差止に関する明示的な規定をおいている国も多い[10]。

ただし、電子商取引指令の責任制限規定に関しては、規定が不明確であることや、EUの各構成国が異なる内容の法律を制定しており、EU域内の法的安定性と予見可能性を害しているなどの批判がある。現在欧州単一市場に向けて制定が検討されている「デジタルサービス法」の制定の一部として、媒介者責任に関する新たな枠組みを導入することが、検討されている[11]。

<sup>h</sup> 「双方向コンピュータサービスの提供者」とは「コンピュータサーバへの複数のユーザによるコンピュータへのアクセスを提供または許可する全ての情報サービス、システムまたはアクセスソフトウェアの提供者のこと（(f)(2)）」であり、SNS事業者や検索サービス提供事業者も含まれる。

## 4. まとめ

表現行為に対する差止請求が認められるかどうかは、表現の自由に対する影響が大きいことから、慎重に判断されるべきであると考えられている。わが国の判例でも一定の慎重な配慮を求める考え方方が示されている。

一方で、媒介者は、作為義務が生じる場合にその義務を怠ると不法行為責任に基づく損害賠償請求を受けることになる。これに関して、人格権に基づく削除請求の要件と、不法行為法上の削除義務の要件に違いはないという見解もある[12]。しかし、媒介者責任における不法行為法上の削除義務を判断する際には、発信者の表現の自由と被害者の名誉やプライバシーについての利益衡量がなされるわけではない。

例えば、プロバイダ責任制限法の規定は、①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または、②当該情報の存在を知っておりその情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当な理由があるときであって、当該情報の送信を技術的に防止（送信防止措置）ができるにも関わらずそれを行わなかった場合（第3項第1項）には、媒介した情報による権利侵害について、責任を問われ得ることを示している。ここで考慮されるのは、媒介者の主観的要件と、権利侵害の蓋然性だけである。このように、媒介者の不法行為責任の要件である削除義務と、差止請求の要件には、実質的な乖離がある。

また、インターネット上の媒介者に対する差止請求は、北方ジャーナル事件が示したような厳しい要件に必ずしも合致しなくても認められることが多く、仮処分が認められている事例も多い。インターネット上の情報という性格を考慮して、ある程度緩やかな基準によっているという指摘もある[13]。さらに、差止請求の当事者である媒介者にとっても、発信者の利益を考え削除請求に対して拒否の主張をする強いインセンティブはない場合が多い。

以上のような問題は、情報発信に直接関わる者を念頭に検討が行われていた表現行為の差し止めに関する議論を、発信者との関係が希薄な媒介者に当てはめているために生じるものである。イン

<sup>i</sup> Zeran v. America Online, 129 F.3d 327 (4th Cir. 1997).

<sup>j</sup> Parker v. Google, Inc., 422 F. Supp. 2d 492 (2006).

<sup>k</sup> Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market.

インターネットの発展によって、媒介者の役割が一層重要になっている。また、媒介者の関与がどの程度必要であるかは、媒介者の性格によって異なる。わが国の媒介者責任に関する検討は、発信者情報開示請求権に関するものに集中する傾向があるが、削除義務や差止請求のありかたについても、整合性のとれた制度を確立するための検討が必要である。

### 謝辞

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(C)(課題番号: 18K01393)による研究費を得て実施した。

### 参考文献

- [1] 小向太郎「インターネット・プロバイダーの責任」 ジュリスト 1117 号 (1997) 19 頁以下。
- [2] 小向太郎『情報法入門』(NTT 出版, 第 5 版, 2020 年) 126-129 頁。
- [3] 潮見佳男『不法行為法 I』(信山社, 第 2 版, 2013) 341 頁。
- [4] 橋本佳幸『責任法の多元的構造—不作為不法行為・危険責任をめぐって』(有斐閣, 2006) 29-30 頁。
- [5] 奠田充見『不法行為法』(有斐閣, 第 2 版, 2018) 35-36 頁。
- [6] 吉村良一『不法行為法』(有斐閣, 第 5 版, 2017 年) 124-131 頁。
- [7] 根本尚徳『差止請求権の理論』(有斐閣, 2011) 419 頁以下。
- [8] 関述之・小川直人編著『インターネット関係仮処分の実務』(金融財政事情研究会, 2018) 7-8 頁
- [9] 小向太郎「Twitter 上の警告表示とグッドサマリタン条項」  
情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP)  
Vol.2020-EIP-89 No.15 (2020/9/11).
- [10] 五十嵐清『人格権法概説』(有斐閣, 2003) 272 頁。
- [11] European Parliamentary Research Service, Reform of the EU liability regime for online intermediaries, May 2020,  
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS\\_IDA\(2020\)649404\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2020/649404/EPRS_IDA(2020)649404_EN.pdf).
- [12] 佃克彦『名誉毀損の法律実務』(弘文堂, 2005 年) 208-209 頁。
- [13] 松尾剛行『最新判例に見るインターネット上のプライバシー・個人情報保護の理論と実務』(勁草書房, 2017) 192-193 頁。